

令和6年度

岡山県

2023年漁業センサス調査結果概要(速報)

—海面漁業調査(漁業経営体調査)—

令和6年8月

岡山県総合政策局統計分析課

目 次

1 漁業経営体	
(1) 経営体数	1
(2) 漁獲物・収獲物の出荷先別経営体数	2
(3) 漁獲物・収獲物の販売金額別経営体数	2
(4) 主とする漁業種類別経営体数	3
2 個人経営体	
(1) 専兼業別個人経営体数	4
(2) 基幹的漁業従事者の年齢階層別個人経営体数	4
(3) 後継者の有無別個人経営体数	4
3 漁業就業者	5
4 漁船	5
調査の概要及び用語の説明	6

1 漁業経営体

(1) 経営体数

漁業経営体の総数は742経営体で、2018年漁業センサス(以下「前回」という。)に比べ130経営体(▲ 14.9%)減少した。

漁業経営体を経営組織別にみると、個人経営体が717経営体(構成比96.6%)、団体経営体が25経営体(同3.4%)で、前回に比べ個人経営体が14.9%減少し、団体経営体が13.8%減少した。

全国の漁業経営体を経営組織別にみると、個人経営体が61,386経営体(構成比93.5%)、団体経営体が4,266経営体(同6.5%)で、前回に比べ個人経営体が17.6%減少し、団体経営体が6.1%減少した。

図 1 漁業経営体数の推移と対前回センサス比(増減率)

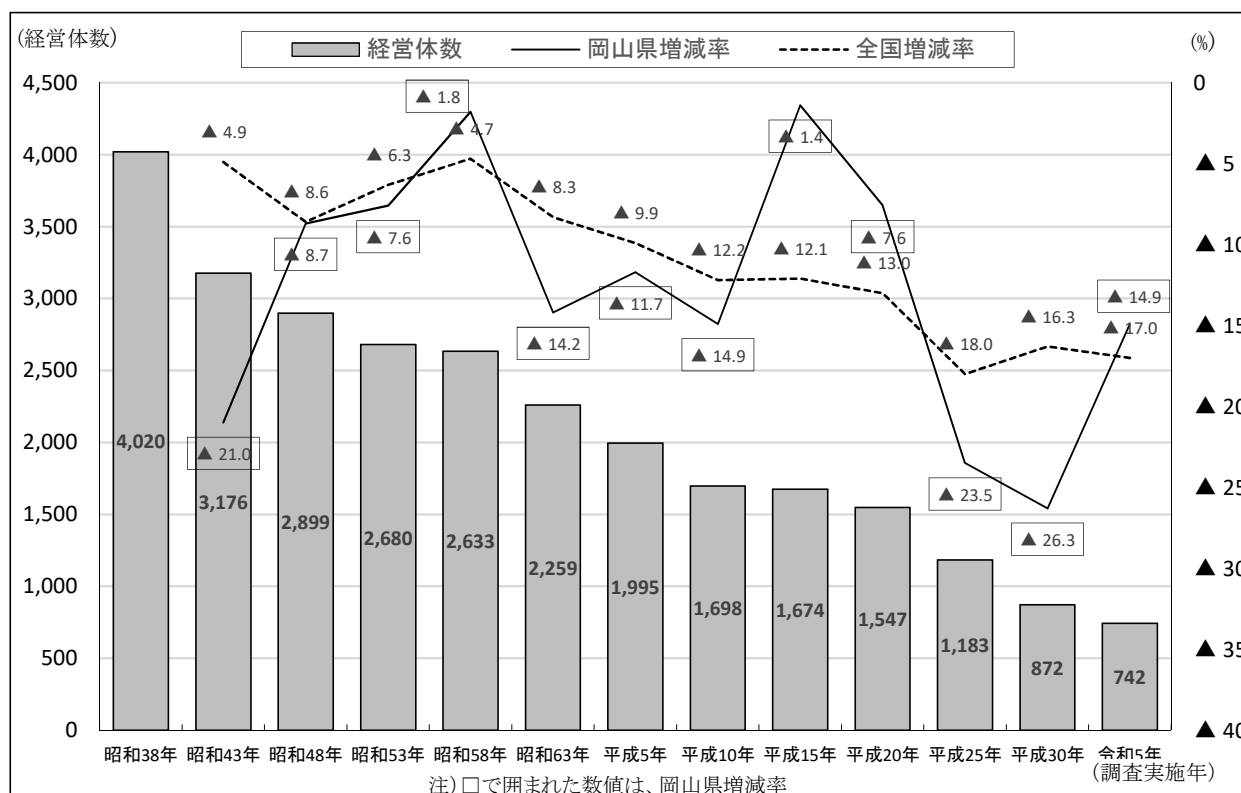


表 1 経営組織別漁業経営体数

単位:経営体

区分	岡山県				全国			
	経営体数		前回比(%)	構成比(%)	経営体数		前回比(%)	構成比(%)
	令和5年	平成30年			令和5年	平成30年		
総数	742	872	▲ 14.9	100.0	65,652	79,067	▲ 17.0	100.0
個人経営体	717	843	▲ 14.9	96.6	61,386	74,526	▲ 17.6	93.5
団体経営体	25	29	▲ 13.8	3.4	4,266	4,541	▲ 6.1	6.5
会社	13	13	0.0	1.8	2,646	2,548	3.8	4.0
漁業協同組合	1	1	0.0	0.1	154	163	▲ 5.5	0.2
漁業生産組合	-	-	-	-	94	94	0.0	0.1
共同経営	11	15	▲ 26.7	1.5	1,339	1,700	▲ 21.2	2.0
その他	-	-	-	-	33	36	▲ 8.3	0.1

(2) 漁獲物・収獲物の出荷先別経営体数

漁業経営体における漁獲物・収獲物の出荷先をみると、漁業協同組合の市場又は荷さばき所が464経営体(構成比62.5%)で最も多くなった。

表 2 漁獲物・収獲物の出荷先別経営体数(複数回答)

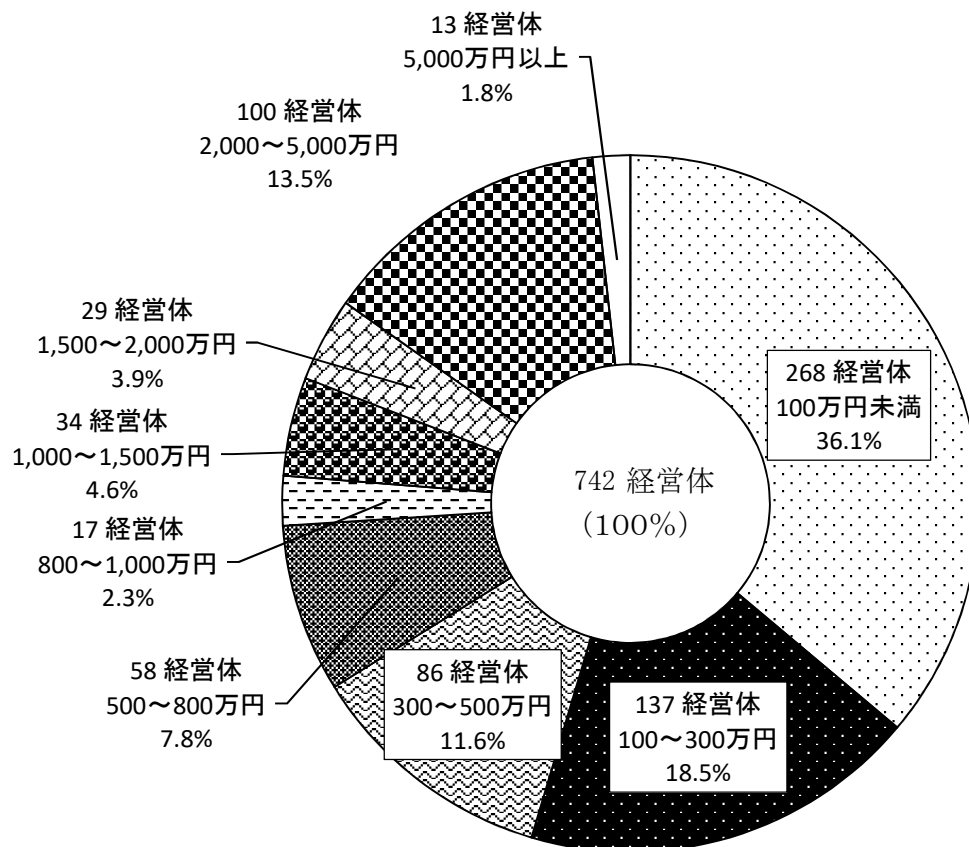
単位:経営体

	令和5年	平成30年	増 減		構成比(%)	
			実 数	率(%)	令和5年	平成30年
計(実数)	742	872	▲ 130	▲ 14.9	100.0	100.0
漁業協同組合の市場又は荷さばき所	464	541	▲ 77	▲ 14.2	62.5	62.0
漁業協同組合以外の卸売市場	180	230	▲ 50	▲ 21.7	24.3	26.4
流通業者・加工業者	95	117	▲ 22	▲ 18.8	12.8	13.4
小売業者・生協	22	45	▲ 23	▲ 51.1	3.0	5.2
自家販売	283	202	81	40.1	38.1	23.2
外食産業	20	8	12	150.0	2.7	0.9
その他	20	76	▲ 56	▲ 73.7	2.7	8.7

(3) 漁獲物・収獲物の販売金額別経営体数

漁獲物・収獲物の販売金額をみると、「100万円未満」の漁業経営体は268経営体(構成比36.1%)で最も多く、次いで「100～300万円」が137経営体(同18.5%)となった。

図 2 漁獲物・収獲物の販売金額別経営体数



(4) 主とする漁業種類別経営体数

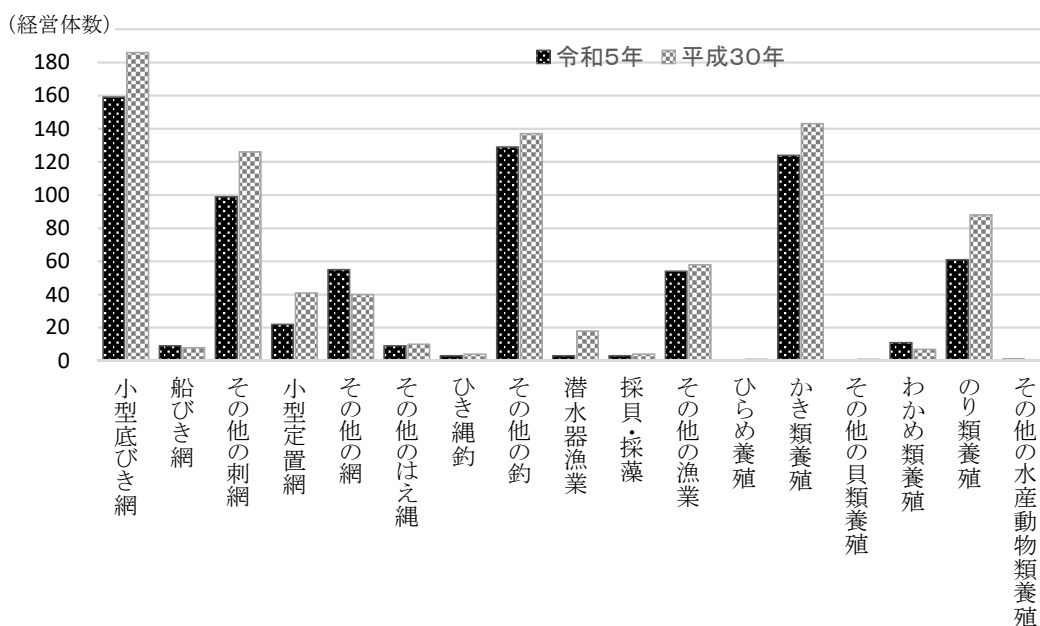
漁業経営体を主とする漁業種類別にみると、小型底びき網が159経営体(構成比21.4%)と最も多く、以下、その他の釣が129経営体(同17.4%)、かき類養殖が124経営体(同16.7%)、その他の刺網が99経営体(同13.3%)、のり類養殖が61経営体(同8.2%)の順となった。

表 3 主とする漁業種類別経営体数

単位：経営体

区 分	令和5年	平成30年	増 減		構成比(%)		
			実 数	率(%)	令和5年	平成30年	
経 営 体 数	742	872	▲ 130	▲ 14.9	100.0	100.0	
漁業種類	小 型 底 び き 網	159	186	▲ 27	▲ 14.5	21.4	21.3
	船 び き 網	9	8	1	12.5	1.2	0.9
	そ の 他 の 刺 網	99	126	▲ 27	▲ 21.4	13.3	14.4
	小 型 定 置 網	22	41	▲ 19	▲ 46.3	3.0	4.7
	そ の 他 の 網	55	40	15	37.5	7.4	4.6
	そ の 他 の は え 縄	9	10	▲ 1	▲ 10.0	1.2	1.1
	ひ き 縄 釣	3	4	▲ 1	▲ 25.0	0.4	0.5
	そ の 他 の 釣	129	137	▲ 8	▲ 5.8	17.4	15.7
	潜 水 器 漁 業	3	18	▲ 15	▲ 83.3	0.4	2.1
	採 貝 ・ 採 藻	3	4	▲ 1	▲ 25.0	0.4	0.5
	そ の 他 の 漁 業	54	58	▲ 4	▲ 6.9	7.3	6.7
	ひ ら め 養 殖	0	1	▲ 1	▲ 100.0	0.0	0.1
	か き 類 養 殖	124	143	▲ 19	▲ 13.3	16.7	16.4
	そ の 他 の 貝 類 養 殖	0	1	▲ 1	▲ 100.0	0.0	0.1
	わ か め 類 養 殖	11	7	4	57.1	1.5	0.8
	の り 類 養 殖	61	88	▲ 27	▲ 30.7	8.2	10.1
	そ の 他 の 水 産 動 物 類 養 殖	1	0	1	nc	0.1	0.0

図 3 主とする漁業種類別経営体数



2 個人経営体

(1) 専兼業別個人経営体数

漁業経営体のうち個人経営体は717経営体で、前回に比べ126経営体(▲ 14.9%)減少した。

個人経営体を専兼業別にみると、専業が443経営体(構成比61.8%)で、前回に比べ23.1%減少し、第1種兼業が94経営体(同13.1%)で、前回に比べ28.2%減少、第2種兼業が180経営体(同25.1%)で、前回に比べ32.4%増加した。

表 4 専兼業別個人経営体数

単位：経営体

区 分	令和5年	平成30年	増 減		構成比(%)	
			実 数	率(%)	令和5年	平成30年
計	717	843	▲ 126	▲ 14.9	100.0	100.0
専 業	443	576	▲ 133	▲ 23.1	61.8	68.3
兼 業						
計	274	267	7	2.6	38.2	31.7
第1種 (自家漁業が主)	94	131	▲ 37	▲ 28.2	13.1	15.5
第2種 (自家漁業が従)	180	136	44	32.4	25.1	16.1

(2) 基幹的漁業従事者の年齢階層別個人経営体数

個人経営体を基幹的漁業従事者の年齢階層別にみると、70歳以上の経営体が248経営体(構成比34.6%)で最も多いが、前回に比べ46経営体(▲ 15.6%)減少した。

表 5 基幹的漁業従事者の年齢階層別個人経営体数

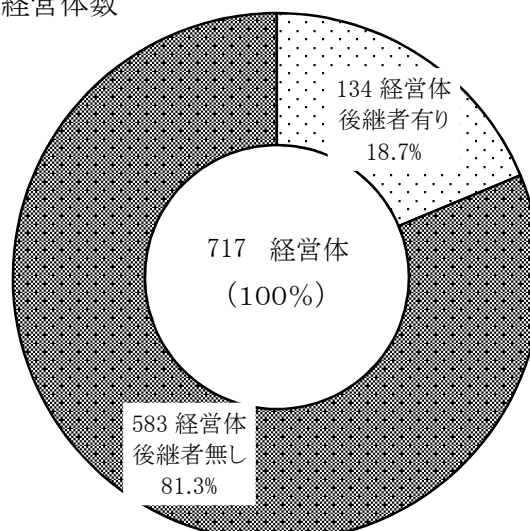
単位：経営体

区 分	令和5年	平成30年	増 減		構成比(%)	
			実 数	率(%)	令和5年	平成30年
計	717	843	▲ 126	▲ 14.9	100.0	100.0
15～29歳	16	25	▲ 9	▲ 36.0	2.2	3.0
30～39歳	54	52	2	3.8	7.5	6.2
40～49歳	67	88	▲ 21	▲ 23.9	9.3	10.4
50～59歳	144	190	▲ 46	▲ 24.2	20.1	22.5
60～69歳	187	194	▲ 7	▲ 3.6	26.1	23.0
70歳以上	248	294	▲ 46	▲ 15.6	34.6	34.9
海上作業従事世帯員なし	1	0	1	nc	0.1	0.0

(3) 後継者の有無別個人経営体数

後継者のいる個人経営体は134経営体(構成比 18.7%)で、前回の145経営体(同 17.2%)に比べ、11経営体(▲7.6%)減少した。

図 4 後継者の有無別個人経営体数



3 漁業就業者

漁業就業者は992人であった。漁業就業者のうち、個人経営体の自家漁業のみに従事した人は821人(構成比82.8%)で、前回に比べ20.1%減少し、漁業経営体に雇われて漁業に従事した者(漁業従事役員を含む。)は171人(同17.2%)で、前回と比べ38.7%減少した。

表 6 漁業就業者数

単位：人

区 分	令和5年	平成30年	増 減		構成比(%)	
			実 数	率(%)	令和5年	平成30年
漁 業 就 業 者	992	1,306	▲ 314	▲ 24.0	100.0	100.0
自家漁業のみに従事	821	1,027	▲ 206	▲ 20.1	82.8	78.6
漁 業 従 事 役 員	42	44	▲ 2	▲ 4.5	4.2	3.4
漁 業 雇 わ れ	129	235	▲ 106	▲ 45.1	13.0	18.0

4 漁船

漁業経営体が保有している漁船の総隻数は1,418隻で、前回に比べ318隻(▲ 18.3%)減少した。

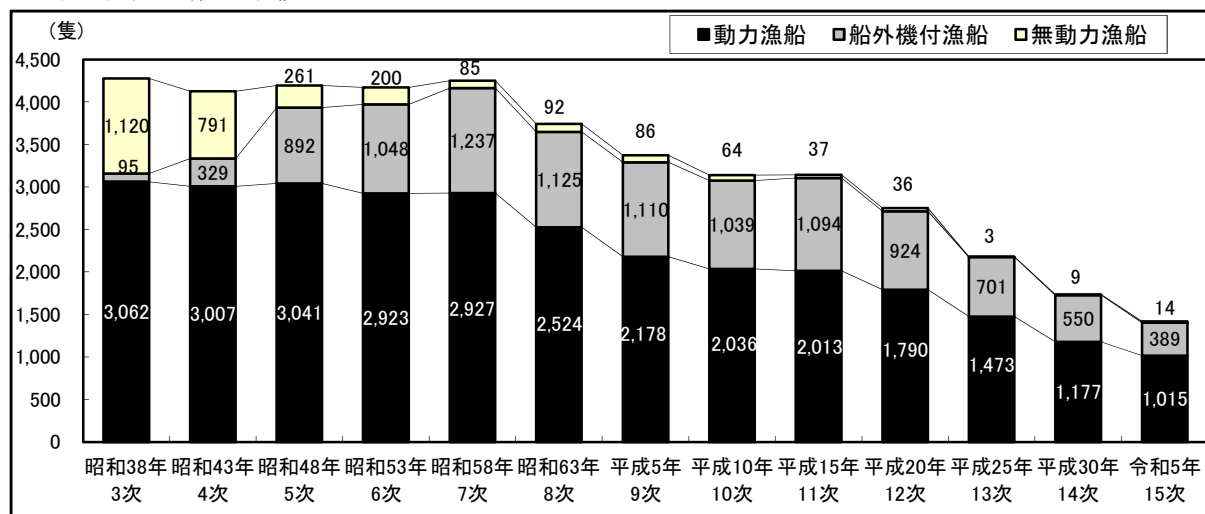
漁船隻数を種類別にみると、動力漁船が1,015隻(構成比71.6%)、船外機付漁船が389隻(同27.4%)、無動力漁船が14隻(同1.0%)で、前回に比べ動力漁船が13.8%、船外機付漁船が29.3%減少し、無動力漁船が55.6%増加した。

表 7 漁船の種類別隻数

単位：隻

区 分	令和5年	平成30年	増 減		構成比(%)	
			実 数	率(%)	令和5年	平成30年
計	1,418	1,736	▲ 318	▲ 18.3	100.0	100.0
無 動 力 漁 船	14	9	5	55.6	1.0	0.5
船 外 機 付 漁 船	389	550	▲ 161	▲ 29.3	27.4	31.7
動 力 漁 船	1,015	1,177	▲ 162	▲ 13.8	71.6	67.8

参考 漁船隻数の推移



調査の概要及び用語の説明

1 調査の目的

2023年漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 調査の体系

調査の種類	調査の地域	調査の対象	調査の系統	調査期日
海面漁業調査 (漁業経営体調査)	海面に沿う市 (岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市 備前市 瀬戸内市 浅口市)	漁業経営体(海面) (ただし、年間海上作業従事日数30日未満の個人経営体を除く。)	農林水産省 都道府県 市区町村 調査員	令和5年11月1日

3 調査の方法

調査客体に対し調査票を配布し、回収して行う自計報告調査の方法又はオンライン調査システムによる自計報告調査の方法による。

4 用語の説明

海面漁業	海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
漁業経営体	調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面漁業を営んだ世帯、事業所等をいう。 ただし、調査期日前1年間における自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	漁業経営体のうち、非法人の個人・世帯をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社）をいう。 なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）（以下「水協法」という。）第2条に規定する漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。 なお、水協法第18条第2項に規定する内水面組合は除く。
漁業生産組合	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。
共同経営	2つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。

出荷先 漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・収獲物を直接出荷した相手先をいう。

漁協の市場又は荷さばき所 漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷した場合が該当する。

漁協以外の卸売市場 漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）へ出荷した場合が該当する。

流通業者・加工業者 卸売問屋、商社などの流通業者、加工業者へ出荷した場合が該当する。
また、自ら生産した水産動植物を原料として自ら加工した品を「消費者に直接販売」以外に出荷している場合もここに該当する。

小売業者・生協 スーパー（量販店を含む。）、鮮魚商等の小売業者、生協へ出荷した場合が該当する。

自家販売 自ら生産した水産動植物又はそれを原料として自ら加工した品を消費者に直接販売した場合が該当する。

外食産業 レストラン等の外食産業へ出荷した場合が該当する。

その他 上記以外に出荷した場合が該当する。

漁獲物・収獲物の販売金額 漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・海面養殖の収獲物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。なお、自家消費（家庭消費）分は販売金額に含まない。

漁業種類 漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ漁業の種類を区分したものをいう。
 <参考>岡山県の主な漁業種類

漁業種類	内 容	例示(地方名称)
小型底びき網	総トン数15トン未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業	えびこぎ網 あみこぎ網 等
船 び き 網	海底以外の中層又は表層をえい網する網具（ひき回し網）を使用して行う漁業、もしくは停止した船にひき寄せる網具（ひき寄せ網）を使用して行う漁業	さわら船びき網 いかなご船びき網 ごち網 等
その他の刺網	流し網又は刺網を使用して行う漁業で、さけ・ます流し網、かじき等流し網以外のもの	さわら流網 建網 等
小型定置網	定置網であって大型定置網及びさけ定置網以外のもの	つぼ網 ます網
その他の網	網漁業であって底びき網、船びき網、まき網、刺網、敷網及び定置網以外のもの	投網 四つ手網 地びき網 等
その他のはえ縄	はえ縄を使用して行うまぐろはえ縄以外の漁業	あなごはえなわ うなぎはえなわ 等
ひ き 縄 釣	ひき縄を使用して行う漁業	ひき釣(すずき・さわら・たちうお・ひらめ)
その他の釣	はえ縄以外の釣漁業であってかつお一本釣、いか釣及びひき縄釣以外のもの	まきえ釣 一本釣
潜水器漁業	潜水器を使用して行う漁業	潜水器
採 貝 ・ 採 藻	採貝:小型底びき網、潜水器漁業以外の貝をとることを目的とする漁業	あさり採貝 等
	採藻:潜水器漁業以外の海藻をとることを目的とする漁業	あおさとり わかめとり 等
その他の漁業	針、ほこ、もり、かぎでとるもの等、該当する漁業種類がないもの	たこつぼなわ ほこ突 等

漁船	<p>調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用した船をいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。</p> <p>ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。</p> <p>なお、漁船隻数の算出に当たっては、重複計上を回避するため、調査期日前1年間に漁業生産のために使用した船のうち、調査日現在保有しているものに限定している。</p>
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。
個人経営体の専業分類	
専業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業からのみの場合をいう。
第1種兼業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも多かった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも多かった場合をいう。
基幹的漁業従事者	各個人経営体における満15歳以上の自営漁業の調査期日前1年間の海上作業従事日数が最も多かった世帯員をいう。
海上作業	海上作業には、海上におけるすべての作業に加え、陸上での漁ろう作業（水産動植物の採捕に係る作業をいう。）などに関する一部の作業を含める。
自営漁業の後継者	満15歳以上で調査期日前1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自営漁業の経営主になる予定の者をいう。
漁業就業者	満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
自家漁業のみに従事	漁業就業者のうち、個人経営体の自家漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）
漁業従事役員	団体経営体における調査期日前1年間に自営漁業に従事した経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者で自営漁業の海上作業又は陸上作業に責任のある者をいう。
	なお、自営漁業に従事せず、役員会に出席するだけの者は含まない。
漁業雇われ	漁業就業者のうち、上記以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。

5 数値及び記号の表示

(1) 数値

ア 今回の数値は概数値であり、農林水産省が公表する数値を確定値とする。

イ 数値は四捨五入してあるため、各表の計とその内訳を合計したものが一致しない場合がある。

(2) 記号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「－」は該当数値のないもの。

「▲」は負数又は減少したもの。

「nc」は計算不能を示す。

6 その他

漁業従事者、漁獲物・収獲物の販売金額について、調査方法が階層であるため平均値を割り出すことができない。

7 内容に関する問い合わせ先

岡山県総合政策局 統計分析課 経済統計班

TEL 086-226-7261(直通)